草津白根山の噴火警戒レベル引き上げに伴う交通規制について

平成 30 年 4 月 22 日付けで、湯釜のある草津白根山(1 月 2 3 日に噴火した「本白根山」とは別の山です。)の噴火警戒レベルが「1」から「2」に引き上げられたことに伴い、火口から半径 1 km の範囲で立ち入り規制が草津町より発令されました。

このことに伴い、志賀草津高原ルート(国道292号線)については、白根火山ロープウェイ山麓駅付近の殺生ゲートから、万座3差路ゲートの区間で、当面の間、通行止めとなっております。

なお、草津温泉街につきましては、草津白根山より直線距離で約 6km 以上離れているため、全く影響はございません。

これから草津は新緑の美しい季節となり、4月下旬からはテニスコートの営業も開始いた しますので、ぜひ、草津へお越しくださいますようアルペンローゼ職員一同、心よりお待 ち申し上げております。

(平成30年4月23日)